書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第４８号
宮崎県えびの市小田657番地14、開始決定時の住所宮崎県えびの市大字永山943番地１
破産者　竹田　奈代（旧姓市田）
異議申述期間　令和８年10月21日まで
令和８年９月９日　宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第６０７３号
大阪府茨木市沢良宜東町15番15号　マンション菱永　202号
破産者　長井　郁子
異議申述期間　令和８年11月４日まで
令和８年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８号
大阪市西淀川区中島１丁目４番13号
破産者　木村正三こと　李　　正三
異議申述期間　令和８年11月４日まで
令和８年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９号
大阪市西淀川区中島１丁目４番13号
破産者　木村かおりこと　鄭　　香伊
異議申述期間　令和８年11月４日まで
令和８年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９９５号
大阪市旭区太子橋３丁目８番１―704号
破産者　有薗　朋未
異議申述期間　令和８年11月４日まで
令和８年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５３８号
大阪府箕面市瀬川５丁目13番１号（301号）メゾン・ド瀬川公園
破産者　三間　妃咲
異議申述期間　令和８年11月４日まで
令和８年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤２０９２番地
清算株式会社　株式会社ＤＤＹＤ
代表清算人　渡邊裕晃
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（ヒ）第７号
埼玉県所沢市大字松郷７４番地の１４
清算株式会社　株式会社エヌ・ワイ・アパレル
代表清算人　　根本静江
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２号
和歌山県田辺市古尾１１番２９号
清算株式会社　株式会社西照
代表清算人　芝　邦浩
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権者一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和８年５月１２日以降の利息・損害金債権の全額とする。
第２　共益的債権及び優先債権
特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権の弁済及び権利の変更
１　本協定に基づく弁済は行わない。
２　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権について、本協定の認可決定確定時に全額の免除を受ける。
３　清算株式会社に新たな財産が発見され、第２記載の請求権等に対する弁済後に残金が生じた場合、協定債権に対して按分して弁済する（按分計算の結果生じる１円未満の金額は切り捨てるものとする。）。この場合、当該弁済額の範囲で前項の免除は遡及的に効力を失うものとする。
（別紙省略）
和歌山地方裁判所田辺支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１１号
埼玉県桶川市坂田東３丁目５番地の15（住民票上の住所　埼玉県鴻巣市下忍3324番地３リバティーＡ―102号）
再生債務者　坂上　恵介
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月13日から令和８年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第５９号
埼玉県吉川市美南２丁目27番地１　グランセンス吉川美南パークサイドコート520号
再生債務者　松本　大樹
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月13日から令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１００号
名古屋市千種区千種２丁目23番６号　ロイヤルパークス千種310号（従前の住所）名古屋市中区新栄２丁目39番23号　ドリー
再生債務者　池本　大輔
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１２８号
名古屋市瑞穂区姫宮町２丁目16番地の５
再生債務者　浅井和代こと　浅井かずみ
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６６号
名古屋市緑区兵庫１丁目416番地　フラワータウン202号
再生債務者　名嘉眞龍一
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２１９号
名古屋市中区上前津２丁目１番２号　ＷＥＳＴＩＮ上前津1003号
再生債務者　寺澤聖太郎
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３３号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番16―409号
再生債務者　新谷　暢朗
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月14日から令和８年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部